

# 山梨県公報

号外第三十二号

平成二十五年  
五月二十日

月 曜 日

## 目次

### 条 例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
..... 一

## 条例のあらまし

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(市町村課)

1 公職選挙法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年五月二十六日から施行することとした。

## 条 例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十六号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の二」を「第四百四十三条第一項第四号の三」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十五年五月二十六日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番